令和８年度空中写真撮影及び近赤外線解析等業務
質問に対する回答書

令和８年 10 月 13 日
愛媛県農林水産部森林局森林整備課

質　問　内　容
【質問１】 05_（様式］入札参加資格確認書 ５　過去 10 年間に、立木、その他の植生調査に従事した経験を有し、技術士（森林部門）又は樹木医の資格を有する者を本業務従事者として確保しています。別添のとおり、契約１例について、「契約書の写し」を添付します。 ■）本実績は会社としての実績でしょうか。それとも本実績を持つ技術者実績の証明が必要でしょうか。また、技術者実績の証明が必要な場合、契約書の写しのみでよろしかったでしょうか。 【回答１】 当該参加資格については、会社ではなく技術者としての実績を求めています。 契約書以外に技術者実績の証明として、テクリス等の従事実績を証する資料を提出してください。

（注）質問内容ごとに別葉とすること。

令和８年度空中写真撮影及び近赤外線解析等業務
質問に対する回答書

令和８年 10 月 13 日
愛媛県農林水産部森林局森林整備課

質　問　内　容
【質問２】 09_仕様書　第９条（植生調査）及び第 10 条（荒廃地等調査） ■）本調査で見込まれている調査地点の数量があればご教示いただけないでしょうか。 【回答２】 【回答４】【回答６】のとおりです。

（注）質問内容ごとに別葉とすること。

令和８年度空中写真撮影及び近赤外線解析等業務
質問に対する回答書

令和８年 10 月 13 日
愛媛県農林水産部森林局森林整備課

質　問　内　容
【質問３】 １.「入札日から起算して過去 10 年間に、立木、その他の植生調査に従事した経験を有し、技術士（森林部門）又は樹木医の資格を有する者を本業務従事者として確保していること。」とありますが、資格者は、本業務従事者として、最低１名を担当技術者に配置すればよいでしょうか。 【回答３】 入札参加資格確認書で提出する従事経験を有し､資格を有する者を管理技術者又は担当技術者として配置してください。人数は最低１名であれば問題ありません。

（注）質問内容ごとに別葉とすること。

令和８年度空中写真撮影及び近赤外線解析等業務
質問に対する回答書

令和８年 10 月 13 日
愛媛県農林水産部森林局森林整備課

質　問　内　容
【質問４】 ２．仕様書　第９条（植生調査）ですが、「撮影範囲内１地区に設ける 10m×10mの調査枠において、木本類の本数、樹種の確認を行う」について、調査箇所は、金抜き設計書記載の １ 地区内で１箇所のみの想定でしょうか。それとも、１地区内で主な樹種が生育している箇所毎に 10m×10m の調査枠を設けて調査する想定でしょうか。その場合、想定される樹種は何種類の樹種を想定され、合計で対応する 10m×10m の調査枠は何カ所でしょうか。 【回答４】 植生調査の調査箇所は地区として定めており、箇所数を特定してはいませんが、空中写真撮影で得られた植被の状況を、地上での植生の状況で比較検討するために調査することとしています。 林野火災跡地での植生の回復状況によりますが、植被の程度別に２～３箇所程度での調査を想定しており、樹種の種類数については定めていません。

（注）質問内容ごとに別葉とすること。

令和８年度空中写真撮影及び近赤外線解析等業務
質問に対する回答書

令和８年 10 月 13 日
愛媛県農林水産部森林局森林整備課

質　問　内　容
【質問５】 ３．仕様書　第９条（植生調査）ですが、調査の時期は、時期を問わず業務内で１回の想定でしょうか。それとも、毎月１回の想定でしょうか。毎月１回の場合は、何月から何月の期間と合計回数をご教授下さい。または、愛媛県様からの指示の時期で調査するのでしょうか。時期の指定がある場合は、何月に何回合計何回調査する、または、どのような時期に調査を何回し業務内で合計何回の調査をするかをご教授下さい。 【回答５】 【回答４】のとおり、植生調査は空中写真により得られた植生の状況と地上での植生の状況とを比較検討するために行います。 そのため、空中写真撮影の時期に１回を想定しています。

（注）質問内容ごとに別葉とすること。

令和８年度空中写真撮影及び近赤外線解析等業務
質問に対する回答書

令和８年 10 月 13 日
愛媛県農林水産部森林局森林整備課

質　問　内　容
【質問６】 ４．仕様書　第 10 条（荒廃地等調査）ですが、調査区域内（１地区）について、１箇所の想定でしょうか。または、現場条件によって複数個所を想定されていますでしょうか。複数個所の場合、想定されている箇所数をご教授下さい。 【回答６】 荒廃地等調査は、本業務とは別に発注する工事において、焼損木の伐倒及び棚積みを行った箇所に、調査箇所を設けることとしています。 棚積みを行った箇所と、行っていない箇所とで比較を行うため、調査箇所は各１箇所ずつ設置することを想定しています。

（注）質問内容ごとに別葉とすること。

令和８年度空中写真撮影及び近赤外線解析等業務
質問に対する回答書

令和８年 10 月 13 日
愛媛県農林水産部森林局森林整備課

質　問　内　容
【質問７】 ５．仕様書　第 10 条（荒廃地等調査）ですが、観測時期は、荒廃地等調査の作業工程の開始時と完了時の計２回の観測でしょうか。または、毎月１回の観測の想定でしょうか。毎月１回の場合は、何月から何月の期間と合計回数をご教授ください。あるいは、大雨など自然条件が大きく変わった後といった場合にのみの観測でしょうか。その場合、想定で構いませんので、業務全体で何回の観測をお見込みかご教授ください。 【回答７】 【回答６】のとおり、荒廃地等調査は焼損木の伐倒及び棚積みを実施した後に、調査地を置くので、観測（現地調査）は調査地の設置時に１回を想定しています。

（注）質問内容ごとに別葉とすること。